

岐阜県高等学校文化連盟小倉百人一首かるた部会規約

- 第1条 (名称)
本部会を岐阜県高等学校文化連盟小倉百人一首かるた部会と称する。
- 第2条 (事務局)
本部会の事務局は部会長の指定する場所に置く。
- 第3条 (組織)
本部会は岐阜県に所在する高等学校において、競技かるた活動を行う生徒、および、その学校の職員を基盤に組織する。
- 第4条 (目的)
本部会は、岐阜県高等学校文化連盟の方針に従い、高校生の伝統的な言語文化への興味関心を広げ、健全な心身の発達を図ることを目的とする。
- 第5条 (事業)
本部会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
(1) 全国高等学校小倉百人一首かるた選手権大会団体戦岐阜県予選大会及び実戦交流会を開催する。
(2) 岐阜県高等学校選手権大会を開催し、上位者8名を東海高校生大会の岐阜県代表選手とする。
(3) 上記の大会を通じて、優秀な成績を収めた上位3名と、各顧問の推薦によるメンバー5名を合わせて、8名を次年度の全国高等学校総合文化祭の岐阜県代表選手とする。但し、開催地が遠方の場合（中部地区に隣接しない地区の場合など）は5名を代表選手とする。
(4) 岐阜県高等学校文化連盟の主催する行事への協力、(一社)全日本かるた協会東海支部や、岐阜県かるた協会主催行事への参加・協力を通じて、県内の高校生への競技かるたの普及に務める。
- 第6条 (役員)
本部会には次の役員を置く。
(1) 部会長 1名
(2) 専門部長 1名
(3) 会計 1名
(4) 会計監査 1名
(5) 地区理事 適宜 かるた競技者を有する高校の教員
- 第7条 (役員の仕事)
(1) 会長は本会を代表し、本会の業務の全てについて統括する。
(2) 専門部長は会長の指示のもとに、本会の運営に当たる。
(3) 会計は本会の会計事務に当たる。
(4) 会計監査は本会の会計監査に当たる。
(5) 地区理事は本会の業務を執行する。
- 第8条 (役員の仕事)
役員の仕事は学校年度の1年とし、再任は妨げない。年度途中から役員になった場合はその年度末までとする
- 第9条 (会議)
本部会は、必要に応じて県顧問会議を開く。
- 第10条 (会計)
本部会の経費は岐阜県高等学校文化連盟費、参加費、寄付金等の収入を持ってこれにあてる。
- 第11条 (規約の改正)
規約の改正は県顧問会議にて審議する。
- 第12条 (規約の施行)
本規約は平成27年4月1日より施行する。